

平成23年第5回（8月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 8月22日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第46号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））	3
議案第47号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）	6
議案第48号 訴えの提起について	7
閉 会	12
署 名	13

第 1 号

(8 月 22 日)

平成23年第5回（8月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成23年8月22日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第46号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））
- 第 4 議案第47号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合理約の変更）
- 第 5 議案第48号 訴えの提起について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	中野勝正
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	宮下孝幸

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮下孝幸） ただいまから平成23年第5回出雲崎町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

- 議長（宮下孝幸） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮下孝幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、小林泰三議員及び2番、仙海直樹議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（宮下孝幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎議案第46号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））

- 議長（宮下孝幸） 日程第3、議案第46号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号 平成23年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

このたびの専決補正予算は、8月19日の全員協議会におきましてご説明をいたしましたとおり7月5日の豪雨により急きょの対応として農林業施設、公共土木施設の災害復旧にかかわる経費を中心に平成23年7月7日に専決処分いたしました。

歳出6款で町単独事業で林地崩壊防止事業補助金を、8款土木費では道路修繕料を、10款教育費

では小中学校の扇風機の購入費を計上いたしました。

14款災害復旧費では、1項農林水産施設災害復旧費で大釜谷地内での用排水施設の復旧に係る査定設計、実施設計委託料、工事請負費を計上いたしました。

また、小規模な農業用施設、農地災害で国補助金に該当しないもの、補助率2分の1で町単独補助として計上いたしました。

林道災害につきましては、小規模なもので災害復旧修繕料として計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、町道、河川にかかわる災害復旧で現場の刈払い料、査定設計委託、工事請負費をそれぞれ計上しております。また、国の災害査定に該当しないものは町単独費での計上をしております。

また、歳出補正の財源といたしましては分担金、国、県支出金、繰越金、町債を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額4,922万9,000円を追加し、専決後の予算総額を35億7,623万3,000円といたしましたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足説明をさせていただきます。

歳出、189ページをお願いいたします。歳出、189ページ、林業振興費関係でございます。町内6カ所の林地崩壊防止事業というふうなことで、国県補助に当てはまる場合は30万円以上の事業費となりますが、今回の部分は30万円未満というふうなことで補助の該当にならないため、町単独での事業というふうなことで、2分の1補助で補助金というふうなことで計上してございます。

8款土木費、道路修繕料関係、これは一般の道路修繕が多いと、ほとんどというふうなことでございます。

続きまして、190ページ、10款教育費でございます。金額的に低いもので、消耗品で計上してございますが、7月からの猛暑で熱中症対策というふうなことで小中学校に扇風機購入というふうなことで、予算の中に計上してございます。小学校が24台、中学校が18台というふうなことでございます。

191ページ、災害復旧費でございます。農業用施設災害復旧費につきましては査定関係での委託料、工事請負、これは大釜谷地内でございます。集落を過ぎた奥の沢のほうに入っていった部分での用排水路の災害復旧でございます。負担金補助、これは町単の農業用施設災害復旧。これは、上記の国庫補助がこれまた40万円を超える部分が、40万円以上が国庫補助の対象になりますので、この町単部分、これは2件でございますが、40万円未満でございますので、町の単独補助と、補助災害というふうなことで、2分の1補助というふうなことでございます。

次に、農地災害、これも国庫補助に該当しないというふうなことで、5件でございますが、2分の1補助。

続きまして、林業用施設でございます。これも補助災害には該当しないというふうなことで、軽微な復旧、修繕で対応というふうなことで、町単独の費用でございます。路線はここに掲載のとおり、説明欄のとおりでございます。

続いて、192ページ、道路、河川関係、いずれも災害査定用、現地調査用の刈払い料をそれぞれ被災現場計上してございます。それと、道路関係、工事請負費関係は3路線、小木相田線、芝峠線、豊橋常楽寺線の3路線でございます。そのほかこれも災害国庫補助に該当しない部分、これは町単独というふうなことで10路線10カ所を計上してございます。河川につきましては小木川と藤巻川、それぞれ補助と単独でそれぞれ計上してございます。

歳入、187ページをお願いいたします。分担金につきましては農業用施設災害復旧費分担金ということで、これ大釜谷の部分で測量分に係る部分で30%の分担をいただくと、地元からいただくというふうなことでございます。

国庫支出金は、これは道路、河川とも3分の2での国庫負担の受け入れでございます。

188ページ、繰越金。財源調整のため、繰越金を追加してございます。予算化したもので残りが4,700万円ちょっとまだ予算化できる状態にございます。

町債につきましては、該当する農林、公共関係の災害復旧債を該当しているというふうなことでございます。

185ページが地方債補正の内訳書、また最終ページに地方債の調書を掲載してございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今説明の中で前年度繰越金もう四千何百万円あるというお話で、前年度の繰越金ですので、これをもう少しあれして町債を減らすというような考え方はないのですか。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） そういうふうな形のことも考えられなくはないのですが、町債につきましては補助の裏債になりまして、農業関係につきましては80%の充当、公共土木につきましては100%の充当ができますし、交付税算入は95%でございますので、長い目で見ますと95の補助というふうなことで、実質的な補助の裏に係る部分は一般財源の持ち出しが極力少なくて済むというふうな形で、災害関係はできるだけ起債を起こすような形で考えているというふうなところでございます。

以上です。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 趣旨はごもっとも、よくわかるのですが、結果的には借金です。

それで、今前年度の繰越金が残った場合には基金に回るといことなのでしょう。そういうふう
に解釈していいですか。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今後9月以降の議会において追加補正がない場合は、最終的にはそのよう
な形で整理させていただくような形になります。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第47号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）

○議長（宮下孝幸） 日程第4、議案第47号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規
約の変更）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

県総合事務組合につきましては、市町村一部事務組合などが各種の共同事務処理を委託しており
ます。このたびのものは小千谷市からの申し出で、非常勤職員に対する公務災害補償事務の共同処
理への加入によるもので、組合から規約変更を求められたものであります。

平成23年7月15日付で専決処分をいたしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足をさせていただきますと地方自治法180条第1項で議会により認められております一部事務組合を組織する数の増減、また位置の変更につきましてはいわゆる指定専決というふうなことで、議会報告というようなことで議決をいただいておりますところでございますが、このたびのものは個々の業務への加入団体の追加というようなことで規約の変更には該当するものでございまして、179条の1項に基づく議会の承認をお願いするというようなものでございます。ということで、よろしく願いいたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第48号 訴えの提起について

○議長（宮下孝幸） 日程第5、議案第48号 訴えの提起についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

この訴えを起こすに至りました経緯でございますが、平成20年4月、新潟地方裁判所長岡支部に東京都在住の原告が町に対して町道とこれに隣接する本人が所有する土地との境界の確定を求める提訴をいたしました。この判決の言い渡しが今年9日に同裁判所において行われ、原告の主張する境界線が町道と原告所有地との境界として確定されたところでございます。しかしながら、この判決は町が長年にわたり一般交通の用に供する町道として管理を行っております道路部分を原告の所有する土地であるとの確定したものでございまして、町がこの判決を受け入れることはできませんので、控訴し、現判決の取り消しと町が主張いたします境界線が町道と原告所有地との境界であると確定されるよう訴えてまいりたいと考えますので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 裁判所の一審判決で定められました境界線につきましては、先週の全員協議会で提出いたしました写真のとおりでございます。争っております町道と原告の土地の境界線は、道路に接する長さ方向で約20メートル、幅につきましては2メートル30センチから4メートル50センチで全体の面積が69.87平方メートルでございます。現況はアスファルト舗装道路、これとコンクリート蓋のかかった道路側溝の部分になっております。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ちょっと写真見ておるのですが、私の理解がちょっと足りなくて申しわけないのですが、前にここに全部線が4本引いてありますけれども、今裁判でやっているのは前に田中寛二さんと合意した境界、これではなくてあくまでも町が主張するのは側溝を含めた境界だということで裁判を争っているというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） はい、そのとおりでございます。黄色で示しました側溝を含めた黄色の実線の部分でございます。以前田中寛二さんとの間に合意した線というのは、あくまでも両者間がもっとこっちだ、もっとあっちだという主張の中でお互いに妥協した点ということで、田中寛二さんとの間でその線で当時はお互いに定めたはずだったわけですが、今回訴えを起こされて原告側がそれではないというふうに主張してまいりますので、私どももそうすれば田中寛二さんとの間でお互いにここにしましょうというのではなくて、本来主張するべきところで主張しているというところでございます。

○議長（宮下孝幸） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 側溝を含めたラインの町道のできた年度というのは大体でいいですけども、わかりませんか。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 道路の今の現道ができましたのが道路改良を昭和46年に実施をいたしまして、昭和50年に舗装を施工いたしました。ですので、現道路は昭和50年には舗装を含めて完了しております。以来ずっとその形で道路として集落の皆さんもお使いになっているという状況でございます。また、その側溝でございますが、側溝については平成4年か5年ですけども、奥へ行きます小釜谷1号線という道路の現道なりに舗装をかけて側溝を入れたときに、流末をそこに持っていくために今の写真のところに蓋のかかったコンクリート側溝というのは施工されております。

○議長（宮下孝幸） ほかに、4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 平成4年か5年にその側溝を入れたという話なんですけれども、現実に土側溝なりがあって、それは町所有のものだと認識しておられたのかどうかちょっとお聞きしたい。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） そのところに、以前からそういう排水があったところに入れたというふうに認識をしておりますので、以前からあった機能がたまたま当時は地下に埋設されていたようなんですけども、それが表に出る形の側溝に変わっただけであるというふうに認識しております。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ございませんか。8番、田中議員。

○8番（田中 元） 結果的には境界線の争いなのですが、提訴するのは、あくまでも提訴されても結構だと思います。ただ、相手方の提訴はあくまでも土地台帳もしくは更正図に基づいて提訴しているのかどうか。それで、裁判の過程においてそういうような話が、どの程度まで突っ込んだ話でこういう結果になったかというのはわかりますか。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 平成20年7月の提訴といいますから3年間双方で主張を繰り返してまいりました。この主張の中で原告田中さん側のほうの主張につきましては、まずただ1点と思っておりますが、現地に更正図の形を重ねると自分の主張するA、B、Cという赤いラインのところまで自分の土地があると、その1点、更正図の形と現地を重ね合わせるとそこになるということで主張されております。私どもは、たまたま田中さんがこの訴えを起こされる前に筆界特定という制度に基づきまして、新潟地方法務局の筆界特定官から筆界特定を行ってもらって、その上で示された境界線というのが今回私どもが主張しております基準になりますK1、K2、K3といわれる部分のラインになります。ですので、私どもは当然現道が舗装されて町道になっているということ、それから法務局の筆界特定ですので、専門家が現地を十分調査した上で境界がここであると定めた境界点であること、その辺を根拠に筆界特定で定めた点が私どもの主張する道路と田中さんの民地の境

界であるというあたりで主張をしまいいりました。そのほかにもいろいろと私どもは補足して説明する部分が多々あったわけですがけれども、結果としまして裁判所の判決は田中さんの主張するただ1点、現地と更正図の形がよく合っているという部分をとらえて判決を出されたようだというふうに私どもあるいは弁護士さんはちょっと見ておりますので、この判決では全く納得ができないというような経緯でございます。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 現実に私どもも自分たちの民地、官地、それから民民地でもって境界の争いが出ますけれども、最終的には更正図でもって確定した例というのはほとんどないのです。要は大字境界とか、小字境界とかいろいろなほうから四方八方から引っ張り出してきて、こっちにもあるし、こっちにもあるから、妥当なのはここだというような法務局の判断が出てくるわけなのですが、そういうような判断の仕方というのは今されていないのですか。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 先ほど申しました新潟地方法務局さんの筆界特定官による筆界の特定の仕方というのが今田中議員さんのおっしゃったその部分の隣接をする少し離れたところ、そういったところからも総体を見て、この筆界はここであるというふうに定められた作業によるものがK1、K2、K3といわれる部分であるというふうに考えて私どもはおります。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 確かにこれからの提訴の問題ですので、それはそれでやっていただくのに向き差し支えないと思いますが、町長にお聞きしたいのですが、こういう問題というのは国調が終わるとほとんど解決するという話を聞いているのですが、これに伴って今後国調に対する考え方はどのようにされておりますか。考えを、これからどう進めていくかというのがもしありましたらお聞かせいただきたい。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員さんがおっしゃるように、こういう境界問題等につきましては国調が完全に完成しておればまず問題ないわけですが、しかし国調の段階でも当然こういう争いが出てくるわけですので、これは国調を進める上の大きなネック、そういう問題点が随所で起き得るであろうということが想定されます。さらに、やはり国交省もそうですが、やっぱり国調については国側も速やかに進めるべきだということで地方自治体に指導しております。そういう点で私たちも計画といたしましてはできるだけ早い機会に取り組みたいという考え方でおるわけですが、この国調を進めるには今申し上げましたような大きな問題が点在しておりますし、さらに長い時間と大きな経費と人員を要するというのもございますので、私たちもこれをできるだけ早い機会に取り組みたいということで一応の計画を立てて、予定年次も計画をいたしたわけですが、災害等いろいろございましたので、延びになっておるといって段階で

すが、これはもう必ずやらなければならないと私は考えております。今基盤整備、中山間地を含めて基盤整備は進んでいるわけですが、それらについてはもう既にこういう問題は起き得ないわけですので、国調と同じ、もう既に確定をしているということでございますので、残された宅地周辺とか山、これが今度大きな問題になると思いますが、境界問題とあわせてやはり田んぼにしても、あるいは山林にしましても、いろいろな面で更正図、今までの固定資産、所有する面積よりも当然これが拡大をします。そうしますと固定資産とかいろいろな問題に影響してくるということもあり得ます。いろんな大きなネックがございますが、これをやっておかないと将来大きな禍根を残す可能性があるというふうに私は考えていますので、私はやっぱりできるだけ早く取り組みたいという考えです。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ほど課長のほうからいろいろ説明ありましたが、私はちょっと裁判というのは本当実際経験もないので、あれですけども、今大体弁護士さん対弁護士さんのやりとりで裁判が進められているということなんですが、例えば先ほど諸橋議員のほうから質問がありまして、いつころからこの工事があって、昭和45年、6年ですか、舗装が50年くらいだということになるとその前の現況あたりは当然知っている方が多いはずなんです。昭和何年ですとある程度年配の方であれば。そのときそこに例えば田んぼがあったのか、当時はどんなふうな様子だったのかとか、そういったものすべて図面上とか更正図だけではなくて、そういうふうな当時を知っている方、そういう方からも願いますということというのはこれ難しいのでしょうか。その辺お願いします。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 当時どうであったかと、今回の何度か裁判所にこちらの主張の内容を伝える書面等を出すのに弁護士さんと一緒に相談しながら文章書いたりなんかしておるのですが、そういったときに地域の皆さん方がこのようにおっしゃっているのだけれどもというようなお話もしますが、そういった部分の多くが記憶という部分でありまして、今回のように境界を争うということになりますと明確にその発言が境界を確定することに十分な証拠能力があるかというあたりで言葉の、要するにその言葉が境界を特定するために使える発言であるかどうか、その辺を求められるものですから、集落の多くの方々が当然舗装されているところは町が舗装して以来ずっとみんなが道路として使ってきているものであるし、間違いなく道路なのだ。また、今回の昭和46年の拡幅以前の3メートル60ぐらいの道路がもともとあったわけですけども、その道路は言ってみれば今争っている土地のところに昔の道路があったわけだから、それは間違いなく道路だよというふうに集落の皆さんおっしゃいますけれども、その言葉を裏づける明確な証拠みたいなものが伴わないとそれがなかなかその言葉だけでは採用というか、判決の中には採用されないというようなことというふうに私は感じております。また、そういったことで証拠で出せませんかというふうに弁護士さん

にお話をしましたけれども、そういう言葉だけでは弱いというふうにも言われております。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） これで質疑終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下孝幸） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第5回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午前10時00分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 宮 下 孝 幸

署名議員 小 林 泰 三

署名議員 仙 海 直 樹